

# 第 158 号 令和 6 年 1 月発行

## — 目 次 —

記 事	頁
<b>〈特集〉</b>	
「建設業取引適正化推進期間」における建設業法令遵守講習会等の開催結果について	4
<b>〈機構主催の講習会〉</b>	
機構主催の講習会	24
<b>〈建設業行政等〉 【行政情報】</b>	
令和6年度不動産・建設経済局関係予算決定概要	30
建設業の人材確保・育成に向けた取組を進めていきます ～国土交通省・厚生労働省の令和6年度予算案の概要～	32
令和5年度(2023年度)建設投資見通し	37
入札契約の適正化の取組状況に関する調査結果について ～市区町村における適正な工期設定に課題～	40
「新・全国統一指標」令和4年度取組状況のまとめ ～建設工事や業務に関する品質確保や働き方改革のための取組状況をまとめました～	44
公共工事の円滑な施工確保について	52
下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について	63
「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知について	76
令和6年度技術検定のスケジュール等を公表しました～受検資格等の見直しを行います～	82
中央建設工事紛争審査会紛争処理状況(令和5年(2023年)度第2四半期)	87
<b>〈建設業行政等〉 【監督処分情報】</b>	
監督処分情報 (令和5年10月～12月)	89
<b>〈独占禁止法・下請法関係〉</b>	
「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の公表について	91
「実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用のためのガイドーカルテル・談合への対応を中心として」の作成について	123
独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の結果について	141
価格交渉促進月間(2023年9月)フォローアップ調査の結果について	166
<b>〈機構情報〉</b>	
講師派遣のご案内	198
お役に立っています！ 機構の講習会	201
販売図書のご案内	204
建設業取引適正化センターのご案内	206
建設業法令遵守ポスターについて	208

# 特 集

記 事	ページ
「建設業取引適正化推進期間」における建設業法令遵守講習会等の開催結果について	4

## 特 集

### 「建設業取引適正化推進期間」における建設業法令遵守講習会等の開催結果について

#### 1 はじめに

建設業における取引の適正化については、従来から、建設業法の厳正な運用と建設業法令遵守ガイドラインの周知等を通じ、不正行為の未然防止を図るとともに、その推進を図ってきたところです。

しかしながら、依然として元請負人から下請負人への違法・不当なしわ寄せ等について指摘があることから、建設業取引の適正化をより一層推進し、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることが必要です。

このため、国土交通省及び都道府県が主催となって、平成22年度から、毎年11月を「建設業取引適正化推進月間」、令和2年度から、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じつつ、毎年10月から12月を「建設業取引適正化推進期間」とし、建設業取引の適正化に関する講習会・研修会などの普及・啓発活動を集中的に実施してきたところです。

建設業適正取引推進機構では、「建設業取引適正化推進期間」に協賛し、各地方整備局等主催の建設企業等を対象とした講習会・研修会への講師派遣を行うほか、建設業団体・企業に配布し周知促進するための建設業法令遵守ポスターの作成等に取り組んでまいりました。

令和5年度についても、昨年度に引き続き、国土交通省と連携して「建設業取引適正化推進期間」における建設業法令遵守を推進するための取組として、各地方整備局等の主催により開催した建設業法令遵守に関する講習会への講師派遣の取組を積極的に行ったところであり、その概要について、ご紹介いたします。

#### 2 講習会の開催結果概要について

各地方整備局等においては、10月から12月にかけて、管内都道府県や各都道府県建設業協会等とも連携して、主に管内地域の建設企業等を対象として、建設業法令遵守に関する講習会・研修会を開催してきました。このうち、当機構が講演を行った講習会の概要は以下のとおりです。

いずれの講習会においても、当機構からは「建設業の適正取引に向けて～実際のトラブル事例を踏まえて～」と題した講演を行ったところ、多くの参加者が熱心に受講されていました。

主催	開催日	開催場所	参加者数
北海道開発局	11月29日	ライブ配信等	275名
関東地方整備局	10月11日ほか	ライブ配信等	744名
北陸地方整備局	11月15日	ライブ配信等	323名
新潟県	11月14日	ライブ配信等	45名
四国地方整備局	12月7日ほか	高松市ほか	219名
九州地方整備局	11月22日	ライブ配信等	200名
沖縄総合事務局	11月27日	那覇市	37名



四国地方整備局主催の講習会の様子

### 3 当機構の講演内容について

当機構による講演においては、「建設業の適正取引に向けて～実際のトラブル事例を踏まえて～」と題して、実際のトラブル事例の紹介を行うとともに、書面による契約締結、追加工事等に伴う追加・変更契約などについて、建設業法令遵守ガイドライン（令和5年6月改訂）の該当部分の記載を示すことを通じて、その周知・徹底を呼びかけました。講演の主な内容は以下のとおりです。また関東地方整備局主催の講習会で使用した講演資料も掲載します。

## (1) 当機構及び建設業取引適正化センターについて

当機構は建設業・建設関連業を営む企業の資質の向上、建設生産システムの合理化、公正かつ自由な競争秩序の確立を図ることを目的として、建設業の適正取引に関する主催講習会の開催、建設業・建設関連業の企業・団体等が実施する講習会への講師の派遣（ライブ配信を含む）、関係法令等の実務参考書の出版等を主に行っております。

また、平成21年より、国土交通省からの委託を受けて、当機構内に「建設業取引適正化センター」（東京・大阪の2か所）を設置し、下請代金の支払や工事瑕疵などの建設工事の請負契約をめぐる元請下請間等の苦情、トラブルの相談に対応しています。毎年、全国から年間1,000件以上の相談が寄せられており、弁護士、土木の専門家又は建築の専門家である相談指導員が紛争の解決やトラブル防止に向けてのアドバイス、建設業法の説明や関係法令を所管している行政機関（厚生労働省・中小企業庁等）の紹介等を行っています。

センター開設当初から令和4年度までの過去13年間で、累計約1万9,000件を超える相談に対応しております。

令和2年度から令和4年度までの直近3年間についてみると、まず、相談者の属性別では、元下間が全体の約8割を占め、そのうちの約9割が下請負人の立場の方からの相談です。また、相談内容としては、「下請代金の争い」に関する相談が約半数を占めており、その中では、「金額は合意した（はず）が代金が支払われない」が最も多く、具体的には、口頭による契約のため契約金額や工期などの契約内容に争いが生じて不払いとなるケース等の相談がありました。次に多かったのは「赤伝処理等」（支払うべき下請代金から費用等を差し引くこと）となっており、残工事のサービス処理や安全協力会費の強制徴収トラブル等の相談がありました。その他、「追加工事等に伴う追加額の代金が支払われない」、「請負契約の内容が不明確なため代金（の一部又は全部）が支払われない」、「工事施工不良（出来栄え）を理由として代金が減額された又は支払われない」等を原因とする相談がありました。

## (2) 実際に建設業取引適正化センターに相談のあった相談事例について

今回は、講習会で紹介した実際の相談事例のうち、以下3つの事例を紹介するとともに、事例を踏まえた建設業法令遵守のポイントについてご説明します。

### ①口頭で約束した追加工事代金が支払われない事例

#### 【相談内容（相談者：2次下請負人）】

- ・道路改良工事を、2次下請負人として施工し、工事は完了している。
- ・当初契約金額2,500万円は支払ってもらえたが、工事途中で口頭で約束した追加工事分1,400万円を請求したところ、支払いを拒否された。
- ・相手方は追加工事分については当初の契約金額に含まれているとして、これ以上は払えないと主張しており、話し合いが平行線のため、仲裁等を行っている機関を紹介してほしい。

#### 【本事例の問題点】

- ・追加工事について、契約書面の取り交わしをせずに、口約束のまま工事に着手し

て、工事が完了した。

- ・下請負人側が訴訟等の法的な手段により解決を図ろうとしても、追加工事に係る契約上の証拠等が極めて不十分で不利な立場になる。

#### 【本事例を踏まえた建設業法令遵守のポイント】

- ・追加工事等の発生により当初の請負契約書に掲げる事項を変更するときは、当初契約を締結した際と同様に追加工事等の着工前に変更内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。
- ・これは、当初契約書において契約内容を明定しても、その後の変更契約が口約束で行われれば、当該変更契約の明確性及び正確性が担保されず、紛争を防止する観点から望ましくないためである。

### ②工期に変更があることを相手方に伝えなかった事例

#### 【相談内容（相談者：1次下請負人）】

- ・電気工事を1次下請として請けて、下請工事を契約書面により2次下請に発注した。
- ・工事の開始が2ヶ月延期されたので、2次下請の作業開始も2ヶ月遅れとなり、工事全体が2ヶ月遅れで完了した。
- ・ただし、実体上の工期が変更されたものの、相談者は、2次下請に対し、工期の変更契約をしないだけでなく、工期が変更されるという情報の提供もしなかった。
- ・2次下請から、「当初の工期が2ヶ月延期になったことに伴って他の工事を請けられなかったので、その損害金を支払ってくれ」との要求がきたが、どうすればよいか。

#### 【本事例の問題点】

- ・下請負人に対して、工期変更の情報提供さえしていなかったという点で、元下間のコミュニケーション不足が問題の大きな原因。
- ・工期を変更する必要が生じる場合は、その他の契約内容や下請負人の施工計画などにも大きな影響を与えるため、トラブルに繋がりやすい状況となる。

#### 【本事例を踏まえた建設業法令遵守のポイント】

- ・「建設業法令遵守ガイドライン」では、工期変更により当初の請負契約書に掲げる事項を変更するときは、当初契約をした際と同様に、その変更の内容を書面に記載し、署名または記名押印して相互に交付しなければならないとされている。
- ・また、下請負人の責めに帰すべき理由がないにも関わらず、工期が変更になり、これに起因する下請工事の費用が増加した場合に、変更契約を行わなかったり、費用の増加分を下請負人に負担させるようなことをすると、建設業法違反やそのおそれがある。

### ③工事完了後に下請代金の支払を保留された事例

#### 【相談内容（相談者：1次下請負人）】

- ・1次下請負人として住宅リフォームの屋根塗装工事を施工し、完了後に工事代金

の支払を請求した。（契約金額や支払期限などは契約締結時に契約内容を書面化している）。

- ・しかし、請負契約書の支払期限は請求後50日以内となっているにもかかわらず、支払がされない。
- ・「下請代金」は、「発注者から受注企業に工事代金が支払われるまでは、その工事に係る下請代金は長期間保留金として支払われないのが通例」との情報もあるが、それは建設業法違反ではないのか。

#### 【本事例の問題点】

- ・「工事が完了し、工事代金の支払を請求した」ということは、下請工事の工事目的物の引渡しが行われていると考えられるにも関わらず、支払を保留している。

#### 【本事例を踏まえた建設業法令遵守のポイント】

- ・建設業法では下請負人保護の観点から、下請代金の支払いに関して2つのルールを規定している。
- ・一つ目は、建設業法第24条の3において、注文者から出来高払又は完成払を受けた元請負人は、そこから、1ヶ月以内に相応する下請代金を下請負人に支払わなければならないとされていること。
- ・二つ目は、建設業法第24条の6において、特定建設業者である元請負人は、下請契約の相手方である下請負人が、特定建設業者又は資本金額4千万円以上の法人でない場合、下請負人から、工事完成後、工事目的物の引渡の申し出があった日から50日以内のできる限り短い期間内に下請代金を下請負人に支払わなければならないとされていること。
- ・このため、正当な理由がない「長期支払保留」は、建設業法に違反する。

### (3) 建設業の適正取引に向けて留意すべき事項

(2)でご紹介した実際の相談事例を踏まえ、建設業の適正取引に向けて留意すべき事項は以下のとおりです。改めてご認識の上、建設業法遵守の徹底をお願いいたします。

- 元請負人・下請負人間のコミュニケーション不足がトラブルにつながる。
- 元請負人は、できる限り具体的な内容を示した見積依頼を行い、下請も適切な見積りに努める。
- 元請負人・下請負人は、対等な立場で、双方の合意のもとで契約を締結する。
- 契約は、口頭ではなく下請工事の施工に着手する前に書面で行う。
- 追加工事等による追加・変更契約のときも、口頭ではなく当該追加工事等の施工に着手する前に書面で行う。
- 工期を変更する場合ややり直し工事が発生した場合、増加費用等について、適正に下請負人と協議・合意し、下請負人に一方的に負担を押し付けてはならない。
- 請負契約書では、工事の内容、請負代金額、工期の他にも、損害金の負担のあり方なども含め、責任範囲を明確化する。
- 下請代金から一方的に費用を差し引く赤伝処理や、下請代金の支払いを根拠なく拒否することなど、下請負人に一方的に負担を押し付けてはならない。

#### 4 おわりに

当機構では、建設業における取引の適正化のために、各種法令の解説や建設業のコンプライアンスについての講習会を、年間を通じて行っています。また、「建設業取引適正化推進期間」における普及・啓発活動を重要な機会と捉え、国土交通省及び都道府県が主催する講習会に協賛し、講師を派遣しています。

当機構では、このような機会を通じて、建設業取引の適正化の推進に引き続き取り組んでまいります。皆様におかれましても、改めて建設業法遵守のポイントをご認識の上、法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の徹底をお願いします。

(建設業適正取引研究会)